

の郡地共、追々家屋増益せし事知られけり。さて此の後に、尙市中町端郡地と接続の地は、追々相對請地となして、家屋を建つる事多かりしと見えて、寶曆十年十一月算用場よりの邊書に、享保十年以來所々町端郡地之分、相増家高、歩高並地子米高書記可被指出。と那奉行へまで相違しけるに依りて、夫々書出處、翌十一年六月の邊書に、郡地之内有來請地之外、寺庵方居屋敷請地願、又は所々町端に家作爲致請地仕儀、畢竟費之筋、所により異變之品も有之間、居住難成程之所は格別、其外郡方屋敷替、並に町端家作致し地子地に請込儀、是以後容易に不承届様に可申渡旨被仰渡。とあり。右邊書共にて見れば、寛文五年夫々取しらべありて、郡地相對請地は寛文六年より停止せられしかど、其後々も尙請地致す事絶えず。故に貞享四年に取しらべありて、町方裁許の處置付きたりしが、尙又相對請地の家屋多く相成り、享保十年に取しらべありしを、其の後々も又々増益致したり。故に寶曆十年に取しらべありて、十一年六月自今容易に不承届様にとの命令ありたるものなりと聞ゆ。さて又文政四年二月、最前より相對請地に家

相建て居住の人々、悉く人別金澤町奉行の支配に被命、其の頃郡方より人別引送り、町方支配に相成るに付き、更に夫々町名を立つる事左の如し。

有松村領は有松町、泉村領並に泉村領出町共に泉新町、泉野村領六斗林は六斗林町之内に建込め、橋より末は地黃煎町、下三屋は三俣町、泉野村領出町は野田寺町に建込め、同所町端拾六軒之間は土屋と唱へ可申、石坂村領は川より末は針屋町、石坂村領川より西は石坂川岸、上野村領は上野町、田井村領出町は金浦町、卯辰村領崩山は觀音下町に建込め、卯辰村領新町は、川より南は卯辰西養寺前、川より北は卯辰誓願寺前、談議所村領下町は談議所町、本通之内は春日町に建込め、卯辰村領祇園前は卯辰祇園前、卯辰村領山上下は山下町、同寶藏寺より春日鳥居迄之内裏通りは寶藏寺町、山上村領新町は山上町、但四町有之に付東西南北を付け唱へ可申、大樋村領は大樋町、同所裏通りは大樋七軒町、大衆免村領は大衆免町に建込め、淺野中島村は中島町に建込め、淺野領は下荒町に建込め、上安江領は下荒町に建込め、長田村領出町は長田町、廣岡村領は長田

町に建込む。とありて、此の時相對請地の家屋共夫々町名を相建て、或は接続の町地へ合併致し、悉く町地同様に成りたりといへども、其の地所は元より従前よりの儘にて、其の村々へ地子米代銀をば直に遣はす定めなりしが、明治廢藩置縣の後、家主と百姓との苦情起り、數年裁決なかりける處、縣廳より段々取しらべの上、其の筋へ伺ひに相成り、明治十二年郡地の分は悉く其の村地を離れ町地に屬せしめられ、市中一般の町地とは成りたり。

○市中邸地

舊藩中は金澤市中の邸地を、武士地、組地、町地の三等とし、此の外に社地あり、寺地あり。中にも武士地は士分の邸地にて、藩主より賜はりたるものなるに付き拜領地と稱し、世々之を私有す。組地は與力士及び輕卒の宅地にて、大繩と稱し、組一統に賜ひたるを、人別に分配せし地所なり。町地は本町、地子町の二等ありて、本町は公用の人足賃錢、或は陣川、淺野川兩橋架替の入費等の如き役銀を割當す。故に本役の町地といへり。本町と云ふ名目は、本役町の略稱なり。次に地子町は地子銀とて、地稅を出さしむ。

但し地子町の中に七ヶ所と稱し、役銀と地子銀とを出すありて、之を半役の町地といへり。右は廢藩前までの定めなりしかど、中納言利常卿の時代には、士分以下歩士、輕卒、諸職人に至るまで、夫々一町に纏めて邸地を賜はる定めなりけん。今小將町と稱する地は、そのかみ小姓組の邸地にて、小姓頭臨田九兵衛以下小姓組の人々、爰に邸地を賜はり居住すといへり。又鷹匠町は鷹匠の人々、後々まで此の地に邸地を賜はり居住す。御相模町と稱する町地は、そのかみ相模組の人々、此地に居住すといひ傳へたり。手木町は後々まで手木足輕の組地也。弓町は弓組の組地、鐵炮町は鐵炮組の組地、臺所町は臺所付の者の組地、公事場町は公事場附の者の組地なり。此の外五十人町或は二十人町と稱する地等は皆輕卒の組地にて、其の一組の人員を以て町名に呼べるなり。又御小人町或は御仲間町、長柄町などは、そのかみ仲間、小者の第地、板前町は臺所附板前小者の邸地、早道町は飛脚人の邸地なりといへり。又博勞町は博勞共の邸地にして、傳馬町は傳馬の馬借共居たる故の名也。此の外鍛冶町、象眼町、大工町、大鋸屋町などは、其の職人